

大曲仙北広域市町村圏組合

公共施設等総合管理計画

～ 火葬場等施設計画 ～



大曲仙北広域市町村圏組合

令和6年5月策定

公共施設等総合管理計画
～ 個別施設計画 ～

目次

第1章 計画の概要

1. 計画の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 対象施設
5. 進行管理

第2章 施設の状態等

1. 施設の利用状況
2. 施設の維持管理費
3. 施設の状態
4. これまでの主な整備・改修状況

第3章 管理整備の方針

1. 管理整備に関する検討のこれまでの経緯
2. 対策の優先順位に関する基本的な考え方
3. 長寿命化の基本方針
4. 今後の整備方針と改修等スケジュール
5. 改修等の事業費と財源
6. フォローアップの実施

個別票

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

全国の自治体では、これまでに建設された公共施設等が今後大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることから、その老朽化対策が大きな課題とされ、さらに人口減少により公共施設等の需要が変化することが想定されています。

一部事務組合である当組合における運営事業の大部分が、行政経費の中でも義務的経費に分類されますが、組合構成市町の財政のひっ迫、今後も見込まれる人口減、少子高齢化の進展などにより、当組合の公共施設等を取り巻く環境は一層厳しくなりつつある中、今後、建物の大規模改修や建て替え、設備等の更新が必要となってくることが予測されます。

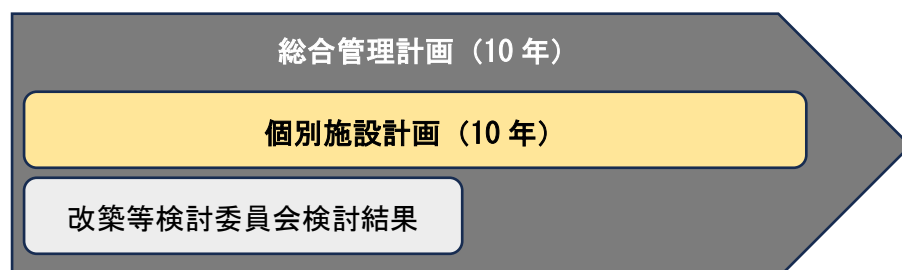
これらの課題を解決するためには、当組合の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、組合構成市町の財政負担の軽減・平準化を図り、効率的・効果的な行政サービスを提供しなくてはなりません。

そこで、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されたことを受け、平成30年3月に当組合の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めた「大曲仙北広域市町村圏組合公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」）を策定しました。

さらに令和3年1月には個別施設計画等を踏まえた公共施設等総合管理計画の見直しが求められたため、この度改めて「大曲仙北広域市町村圏組合火葬場等施設計画」（以下「本計画」）を策定し、総合管理計画で示した基本的方針を具現化するべく、個別施設ごとに老朽化の状態や今後の方向性、方向性に伴う事業費などについてまとめ、将来に向けて、保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の適正化や計画的な保全による施設の長寿命化を図る取組みの指針とするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの取組みに当たっての基本的な考え方である総合管理計画の下位に位置づけ、具体的な施設の整備方針を示すものであり、令和2年の南部・北部斎場改築等検討委員会の検討結果と従前の公共施設等総合管理計画の方針等を踏まえ、長期に施設の維持管理を推進するための計画です。



3. 計画期間

総合管理計画の計画期間は令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間の計画期間としているため、本計画も令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とし、以降、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 対象施設

本計画での対象施設は次のとおりです。

施設名	所在地	建築年度	延床面積	主体構造
中央斎場	大仙市土川字小杉山沢ノ内乱場 1-1	H27 年度	1,463.44 m ²	R C 造
南部斎場	美郷町六郷字小安門 1-1	R6 年度	881.55 m ²	R C 造
北部斎場	仙北市角館町烏木沢 133	S59 年度	347.11 m ²	R C 造
へい獣保冷センター	大仙市大曲西根字仁応治 70-4	S58 年度	49.67 m ²	鉄骨造

5. 進行管理

①実施計画の作成

施設所管課は、今後 10 年間で実施しようとする改修・修繕等の内容について実施計画を作成し、予算編成担当課と協議します。

施設所管課は、実施計画全体の中から必要に応じて予算編成担当課及び管財担当課と協議の上、実施する改修・修繕等の内容について精査し、当該年度の予算要求について決定します。

また、組合構成市町担当課長会議等において、毎年ローリング方式により更新する 10 年間の主要事業（財政シミュレーション）について説明します。

②改修・修繕等の実施

実施計画及び当該年度の予算に基づき、施設所管課は工事に関する発注や計画の事務を行い、改修・修繕等を実施します。

③改修・修繕等の内容の記録、評価

竣工後は、施工内容について評価を行います。改修・修繕等の内容は施設管理台帳に記録し、個別施設計画の見直しの際に反映させます。

第2章 施設の状態等

1. 施設の利用状況

火葬件数・搬入頭数

施設名	過去3カ年			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和15年度
中央斎場	1,137件	1,205件	1,203件	1,030件
南部斎場	552件	592件	579件	530件
北部斎場	527件	559件	572件	500件
へい獣保冷センター	714頭	618頭	538頭	600頭

2. 施設の維持管理費

施設維持管理費 [※]

(単位：千円)

施設名	過去3カ年			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和15年度
中央斎場	9,196	9,127	9,585	12,000
南部斎場	996	1,129	1,013	1,900
北部斎場	340	578	645	1,000
へい獣保冷センター	306	337	113	300

※施設改修費や設備更新費等を除く施設運営費。

3. 施設の状態

当組合では3つの火葬場施設を保有しています。

中央斎場は、現状では大きな損傷等はありませんが、平成27年度に移転改築してから約9年が経過し、施設各所に劣化が出始めています。経年により耐用年数を迎える機器等があり、また建物の屋根や外壁等の点検も行っていないため外装の劣化の懸念があります。

南部斎場は、築後40年が経過した旧施設を建て替え、令和6年5月に新施設の供用を開始しました。施設規模が拡大され、新たな設備が導入されたことにより維持管理費の増大が懸念され、火葬炉設備の保証期間が終了する令和8年度以降は、更に維持管理費の増加が見込まれています。

北部斎場は、築後約39年が経過して施設及び設備の老朽化が著しいため、南部斎場と共に「南部・北部斎場改築等検討委員会」において今後の施設のあり方について検討され、建物の長寿命化を図る改修工事を施す計画とされています。

へい獣保冷センターは、昭和59年に設置され約40年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しく、また制度の改正により搬入される死亡獣畜が大型化され、吊り下げ能力と受入容量が不足しているため、令和10年度に施設の更新を検討しています。

施設名	耐用年数	経過年数	老朽化率 [※]	老朽化状況
中央斎場	50	9	18.0%	各所に経年による劣化が見られる。
南部斎場	50	0	0.0%	
北部斎場	50	39	78.0%	施設・設備に経年による老朽化が目立つ。
へい獣保冷センター	20	40	200.0%	施設・設備に経年による老朽化が目立つ。

※老朽化率＝経過年数÷耐用年数×100（令和6年5月31日時点）

4. これまでの主な整備・改修状況

最近の主な整備・改修状況（総事業費1,300千円以上の主な事業）

対象施設	中央斎場
事業名	中央斎場火葬炉等設備補修工事（令和5年度）
事業内容	炉内耐火物等の補修、機器・計器類の交換
総事業費（財源）	4,950,000円（一般財源）

事業名	中央斎場火葬炉等設備補修工事（令和4年度）
事業内容	炉内耐火物等の補修、機器類の交換・修繕
総事業費（財源）	3,069,000円（一般財源）

対象施設	南部斎場・北部斎場
事業名	南部斎場及び北部斎場火葬炉等設備補修工事（令和5年度）
事業内容	炉内耐火物等の補修、機器類の交換
総事業費（財源）	3,982,000円（一般財源）

事業名	南部斎場及び北部斎場火葬炉等設備補修工事（令和4年度）
事業内容	炉内耐火物等の補修、断熱扉耐火物の交換
総事業費（財源）	8,910,000円（一般財源）

対象施設	へい獣保冷センター
事業名	へい獣保冷センター冷凍機入替工事（平成30年度）
事業内容	保冷用冷凍設備の交換
総事業費（財源）	2,158,920円（一般財源）

第3章 管理整備の方針

1. 管理整備に関する検討のこれまでの経緯

火葬場施設については、築後の経過年数や建物の老朽化の度合いから、中央斎場を平成27年度に移転改築しましたが、従前の公共施設等総合管理計画において南部斎場を令和5年度に、北部斎場を令和7年度に改築等の事業を行うこととしていました。

改築等の事業年度の間隔が近い南部斎場と北部斎場については同時並行的に今後の維持管理・更新のあり方について検討していく必要があるとして、令和元年度に「南部・北部斎場改築等検討委員会」を設置し、老朽化した各施設の機能を維持するために、大規模改修・現地改築・移転新築のいずれの手法が最適かについて検討を重ねました。

また、へい獣保冷センターについては、従前の公共施設等総合管理計画において令和10年度に更新を行うこととしていますが、私人に委託している施設の管理について安全性や利便性などの観点から委託先の変更についても検討が必要となっています。

2. 対策の優先順位に関する基本的な考え方

耐用年数が経過し、老朽化率が高い施設を基本とし、施設の稼働率が高く、施設利用者が多い等、利用者に対する影響度がより大きい施設から順に改修・修繕等を行うこととします。

整備する対象の選定にあたっては、利用者の安全安心を確保するため、施設（建物・設備）の損傷・劣化等に対する修繕・改修を第一優先とし、次に利用者に対する利便性の確保、次いでバリアフリー対策（トイレ洋式化、手すり設置）等とします。

施設全般が老朽化していることもあり、緊急工事等も懸念されるため、優先順位によらないことも想定されます。

3. 長寿命化の基本方針

今後も活用していく施設は、その役割や機能、特性に合わせた対策方法や優先順位を決定し、重大な損壊等が生じる前に予防的修繕を実施することにより、長寿命化を図ることで更新需要を分散します。

4. 今後の整備方針と改修等スケジュール

人生終焉の場である火葬場施設は、その機能を安定的かつ継続的に稼働させることを必然とされる公共施設であることから、①火葬炉設備については、最重要設備として予防保全を基本とし、②電気・機械設備については、予防保全を基本としながらも重要度に応じて事後保全を行うこととし、③建物については、稼働への影響が低い者は事後保全を行いながらも、長寿命化のための定期的な補修を行うこととします。

このことを踏まえ、中央斎場は供用開始から 9 年が経過し、建物自体の老朽化はないものの各所に劣化が現れ始め、耐用年数を迎える機器の更新や屋根や外壁等の定期的な点検を行い、外装の補修などを行っていく必要があります。

従前の公共施設等総合管理計画の方向性を踏まえた「南部・北部斎場改築等検討委員会」での検討結果から、南部斎場は令和 6 年 5 月に現在地での建替工事が完了し、新施設が稼働しています。保証期間が終了する令和 8 年度以降は建物や設備の保守管理経費や補修工事経費が発生します。

北部斎場は、利便性の向上と環境対策のための大規模改修工事を令和 7 年度に施工し、改修後 20 年間の供用を目途とした火葬場施設としての機能の延命化を図る計画です。

その他、日々の火葬による熱損傷の著しい火葬炉設備の耐火物や機器類については損傷の度合いや耐用年数を考慮しながら、これまでと同様に年次計画で補修工事を施工していきます。

死亡獣畜を専門の処理業者へ引き渡すために一時保冷・保管するためのへい獣保冷センターは、既に耐用年数 38 年を超過して更新を余儀なくされており、令和 10 年に更新する計画であるため、建て替えの場所、規模や構造、管理方法などについて具体的な検討を開始する時期となっている。

施設名	方向性	行動計画	管理方法	説明
中央斎場	存続	現状維持	直営	定期的な外装補修
南部斎場	存続	現状維持	直営	築後間もない
北部斎場	存続	大規模改修	直営	R7 年度に大規模改修工事を施工
へい獣保冷センター	存続	更新	直営	R10 年度に建替工事を施工



施設名	今後のスケジュール									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
北部斎場		改修								
へい獣保冷センター					更新					

5. 改修等の事業費と財源

施設名	事業年度	事業費 (千円)	事業内容	財源 (千円)
北部斎場	R7	251,539	大規模改修工事	一般財源 (251,539)
へい獣保冷センター	R10	34,769	建替工事	一般財源 (34,769)

※事業費等は、調査・設計の結果を受けて変動する場合があります。

10 年後（令和 15 年度）の施設状況比較

総延床面積	
現在	10 年後（R15 年度）
2,741.77 m ²	2,777.17 m ²

維持管理コスト	
現在 [※]	10 年後（R15 年度）
11,122 千円	15,200 千円

施設改修・設備更新コスト	
現在 [※]	10 年後（R15 年度）
12,370 千円	25,008 千円

※令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 カ年平均

◇施設の方向性等の説明

方向性	行動計画	説明
存続	現状維持	現状のまま維持
	大規模改修	長寿命化等のため、建物を全面的に改修
	一部改修	長寿命化等のため、建物の一部を改修
	多機能化	分類の違う別の目的の施設の機能を取り入れる
	集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
	広域化	他自治体と施設を共用し、コストを分担
	更新	老朽化等のため、建物を更新
廃止	民間移譲	民間事業者等へ譲渡（売却、貸与等）
	転用	施設機能を廃止し、多用途へ転用
	地域移管	利用が地域に限定されている場合、地域へ移管
	除却（廃止）	施設を解体、除却し、機能も廃止

◇施設の方向性等の説明

管理方法		説明
直営		組合の直営 (個別の業務ごとに私法上の契約で委託する方式を含む)
民間委託	指定管理	指定管理者による管理運営方式
	長期包括運営委託	施設の運営を長期間かつ包括的に委託する方式
	P F I など	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式

6. フォローアップの実施

計画を着実に推進していくため、P D C Aサイクルにより評価、見直しを行いながら進捗管理をしていきます。

計画 計画の策定

実行 計画に基づく施設管理の実施

評価 計画の状況把握、課題の抽出

改善 評価を踏まえた改善策の検討、
時期方針の決定

